

平成27年(ラ)第33号

川内原発稼働等差止仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件

即時抗告申立補充書・その12

—避難計画に関する被抗告人の主張に対する反論—

2015年11月24日

福岡高等裁判所宮崎支部 御中

抗告人ら訴訟代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

同 白 鳥 努
外

被控告人の即時抗告審における平成27年7月31日付け答弁書の「第5章 避難計画について」の部分に対する控告人の主張、反論は、以下のとおりである（なお、本書面において、単に「答弁書」と表記しているのは、被控告人の即時抗告審における平成27年7月31日付け答弁書のことである。）。

第1 被控告人の主張：「段階的避難を基本とする避難計画」

被控告人は、川内地域の避難計画としては、「原子力災害時において、一斉に避難を行うのではなく、事態の進展状況と発電所からの距離に応じて、段階的に避難を行うこととしている。すなわち、緊急事態の初期対応段階においては、福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から、施設の状況に応じて設定した『緊急事態の区分』に基づき予防的防護措置を実施するとともに、万一の放射性物質の放出の際には緊急時モニタリング結果に基づき緊急時防護措置を実施することとされている」（答弁書の第2・1（32頁））と主張する。

第2 福島原発事故において現実になされた避難方法と「福島原発事故の教訓」

1 福島原発事故時のモニタリングポストの機能喪失

ところが、福島原発事故においては、「放射性物質の放出の際に緊急モニタリング結果に基づき緊急防護措置を実施する」という避難の方法はとられなかった。

福島原発事故時において、福島県内にはモニタリングポストは存在していたが、国会事故調の報告によれば、「津波による流出や地震による通信回線の切断により、発災当初に正常に機能したのは24ヵ所（のモニタリングポスト）

中1ヵ所のみであった」(甲1号証・36頁)とされている。

このような状況下であったことから、福島原発事故においては、そもそも、「モニタリング結果により緊急防護措置を実施する」ということ自体が不可能だったのである。

2 福島原発事故においてなされた国の避難指示

福島原発事故の発生当時、事故発生の経過の中において、国(官邸対策室)が周辺住民に対して行った避難に関する指示は、以下のようなものであった。

- ① 3月11日 15:37 福島原発原子炉の全電源喪失
- ② 3月11日 21:23 半径3km圏内の住民へ避難指示
半径10km圏内の住民へ屋内退避指示
- ③ 3月12日 5:45 半径10km圏内の避難指示
- ④ 3月12日 15:36 原子炉1号機建屋水素爆発
- ⑤ 3月12日 18:25 半径20km圏内の避難指示
- ⑥ 3月14日 11:01 原子炉3号機建屋水素爆発
- ⑦ 3月15日 6:00 原子炉4号機建屋水素爆発
- ⑧ 3月15日 11:00 半径20～30km圏内の屋内避難を指示

(甲1号証・286、291、300頁)

このように、福島原発事故では、原子炉爆発前(④:3月12日15時)までに、国により、半径10km圏内の避難指示(③)が出されており、また、原子炉建屋(1号機)の最初の水素爆発(④)から約3時間後には、半径20km圏内の住民への避難指示(⑤)が出されるに至っている。

3 福島原発事故においては段階的避難の方式はとられていないこと

このように、福島原発事故では、事故発生（全電源喪失）から数時間後には半径3 km圏内の住民の避難を行っており、半径3 kmを超える圏内の住民についてはまず屋内退避とし、モニタリングポストの空間線量の増大（500 msv）を待って避難を行うという方法は全くとられていない。

住民の安全確保という観点からすると、現実に行われた福島原発事故における避難指示（原子炉爆発前までに半径10 km圏内の避難指示、及び、原子炉爆発事故から3時間内に半径20 km圏内の住民への避難指示）の方がはるかに十分なものといえる。

国会事故調の報告書(甲1号証)をみても、現実に行われた福島で行われた避難の方式がまちがっており、原発事故発生後も、モニタリングポストの数値が一定段階に達するまでは5 km圏をこえる住民については、屋内退避という形で待機すべきであった、という「教訓」は伺えない。

4 川内原発の放射能流出が時間的間隔なくおこる可能性を否定する根拠はないこと

(1) また、被控訴人は、「仮に川内原子力発電所内で事故等が発生した場合においても、控訴人らが主張するように原子力発電所外への放射性物質の放出が時間的間隔なく急速に起こる可能性は、極めて低い」（答弁書の第2・2（33頁））と主張する。

(2) しかし、そもそも、川内原発において、放射能流出を伴うような事故が、どのような程度、内容のものになるのかを予め予想することは困難である。それにもかかわらず、川内原発においては、たとえ原発事故が起きても、「原子力発電所外への放射性物質の放出が時間的間隔なく急速におこる可能性が低い」等といえるはずがなく、このようなことを前提にして避難計画を

考えること自体間違っている。

福島原発事故のように、原子炉建屋自体が爆発し、炉心が露出する等して、修理はおろか、作業員が損傷した原子炉に近付くことすらできないような状況が発生すれば、原発外への放射性物質の放出が時間的間隔なく急速におこる可能性はむしろ高いことになろう。

5 現に発生した福島原発事故の放射能流出過程のみを教訓にすればよいというものではないこと

- (1) 被控訴人は、段階的避難方式は福島原発事故の教訓を踏まえてなされていることを強調する。
- (2) しかし、そもそも、現に発生した福島原発事故における実際の放射能流出過程を教訓にすれば、避難計画はそれで事足りるという考え自体が極めて安易である。

福島原発事故は、一時期は原子炉4号機の爆発も懸念されていたものであり、もし4号機の爆発にまで至っていれば、実際のそれよりも相当大量の放射能が流出することになって、福島原発周辺住民はもちろんのこと、国（官邸対策室）において、東京を中心とする関東地域約3000万人の大規模避難まで想定されていたことが現実のものとなっていた可能性がある。

結局、幸いにして4号機の爆発には至らなかったこと、また、吉田所長の判断によって、東電本部の指示に反して、原発に海水を投入して冷却したことにより、原発からの放射能もれを大幅に防止できたことは、（福島原発に吉田所長のような人物がいたという点でも）まさに運がよかったという他ない。

- (3) しかし万が一、原発事故が4号機の爆発にまで及び、関東地域約3000万人の住民の避難に至る程の大量の放射能流出がおこっていれば、10km以上の圏の住民については、周辺の放射線量の数値が一定段階に達するまで

屋内退避するというような悠長なことは、到底、考えられないことであつたはずである。

このように考えても、被抗告人が主張する段階的避難という考え方が、「福島原発事故の教訓」をふまえているものとは、到底、言い難いものである。

第3 段階的避難方式では流出放射能から住民の安全は守れないこと

1 流出放射能の移動・拡散は3～4時間で半径30キロ圏内に到達するおそれがあること

ところで、付近住民らの避難問題は、原発事故の原子炉損傷により放射性物質が原発外へ放出されるおそれのある場合に発生するものであるが、仮に原発外へ大量の放射性物質が放出された場合、一たん放出された放射性物質は大気中を風によって主に風下を中心に拡散、移動していくことは明らかである。

放射性物質の拡散移動の速さは、一般的には、事故時の気象条件、地形等により異なることになろうが、これを単純に風速に従って移動すると考えてみると、平均的風速と思われる秒速3メートルで考えたとき、放射性物質は、1時間で約10km余り移動することになる（なお、秒速2メートルの時、1時間で7.2kmとなる。）。

このように考えると、原発から放射性物質が流出し続ける中で、半径5km圏内の住民の避難だけを先行させて、残りの住民は屋内退避とする段階的避難は極めて不合理であり、周辺住民の被曝を防護するという点では全く実効性のないものというべきである。

2 段階的避難方式では流出放射能から避難住民の安全を守れないこと

そもそも、モニタリングポストによる放射線量の計測数値が500mSvを超えるまでは屋内退避とし、これを超えた場合にはじめて避難を開始するとい

う考え方自体、流出放射能からの被曝を防ぎ、住民の安全・健康を保全するという目的から離れた危険な避難方法である。

例えば、人体に有害な有毒ガスが発生し、それが一定地域へ拡散・移動する具体的おそれが生じた場合は、住民が、有毒ガスの流出前（少なくとも到達前）に、直ちに避難を開始すべきことになるのは至極当然のことであろう。

それを許さないで、周りの空気中の有毒ガスの濃度が一定割合に達するまでは屋内退避として、屋内に待機させ、一定の危険濃度になってから初めて、有毒ガスに汚染された空気の中を避難させる、という考え方自体、避難計画として、まともなもの、即ち、周辺住民らの安全・健康を第一に考えたものとは、到底、思えない。

3 空気中の放射線量の増加を待つて避難をなす方法では避難当初からの住民の被曝は避けられないこと

モニタリングポストの放射線量の値が10km圏内でも500msvを超えるという事態は、流出放射能が10km圏内に相当量達してきているということであり、それ以降も、更に急速に増加し続ける危険性は十二分にある。

このような極めて危険な（空気中の放射線量が増加している）状況下で、屋内から屋外に出させて、バスや車で避難させるにしても、抗告人が指摘するように、相当量の放射線が大気中に含まれている中で、バスや車に乗る時、また、20時間以上を要することが予想される避難の車中あるいは車外（トイレ等）で、避難住民は相当の被曝を受ける危険性がある（特にバスでの避難の場合は、住民はバスの乗車場まで歩いていき、バスが到着するまでの時間、屋外でバスを待つ必要等があるが、その際に被曝の危険があると指摘されている。）。

4 一時屋内退避とすることの問題点

(1) 他方、一定の時期までは屋内退避とした場合も、それで放射能被曝が十分

に防護できるかという点についても、極めて疑問である。

即ち、放射能の侵入について十分な防護措置を施した防護施設であればともかく、一般の家屋内において、外部からの放射能侵入を長時間にわたり十分防護ができるか、疑問である。

また、屋内退避といっても、住民は、例えば汚染のない食料や水等を確保するために外出せざるを得ない事態も予想されないわけではないし、自然大災害の中、電気・水道・ガス等のインフラが喪失すれば、屋内退避自体が極めて困難となることになろう。

(2) このように考えると、流出放射能からの住民の被曝を防ぎ、その安全を十分に確保しようとするならば、10 km圏内は放射能の十分な流出と拡がりを待ってから避難を開始するという段階的避難ではなく、まさに福島原発事故の時になされたように、放射能流出前に速やかに避難を開始することが重要となろう。

①避難に相当の時間がかかること、②避難途上でも被曝の危険にさらされていること、③流出放射能は時間がたてばたつ程増大していくであろうことを考えても、避難開始は、早ければ早い程よいに決まっている。

それにも拘らず、あえて、周辺住民らを被ばくの危険にさらす段階的避難を避難の（唯一の）方法として計画を策定しようというのは、抗告人がかつて指摘したように、避難手段としてのバス等が圧倒的に不足しており、一斉避難は現実的に不可能ないし極めて困難だから、半径10 km圏内の住民は屋内待機にするという段階的避難方式を採らざるを得ない、ということであろう。

第4 避難に関する周辺住民の意識及び二段階避難計画に対する専門家の指摘について

なお、二段階避難計画に関しては、新聞報道において、以下のような問題点も指摘されている。

1 避難に関する周辺住民の意識（二段階避難は人の心理を無視しており、実態に即していないこと）

- (1) 『安全・安心研究センター』（東京、代表・広瀬弘忠東京女子大名誉教授）が民間調査機関に依頼し、平成26年11～12月、川内原発30キロ圏内の9市町のうち、薩摩川内市、いちき串木野市等の5市とさつま町とで実施した調査によると、『川内原発で事故が起きた時、【直ちに避難する】との回答は27.8%、【情報を確認して避難指示が出る前に避難する】は30%で、計57.8%が避難指示の前に避難する考えを示した。

【避難指示が出てから避難する】と答えた人は、36.1%だった。

- (2) 二段階避難を前提に、安全に避難できると思うかどうかを尋ねると、【安全に避難できる】と【おそらく安全に避難できる】とが合計34.2%なのに対し、【おそらく安全に避難できない】と【安全に避難できない】との合計が65.6%にのぼった。

- (3) 以上の調査を踏まえ、災害心理学が専門の広瀬名誉教授は、『二段階避難は人の心理を無視しており、実態に即していない。福島原発事故を経て、住民は行政が適切に指示を出すか不安を感じており、自己防衛のため指示がなくても避難を始めるのではないか。現状で住民を安全に避難させる方法はないのが実情だ』という指摘をされている(以上は全て甲211号証の2015年3月1日付け朝日新聞の記事による。)

2 段階式避難計画があることによる住民避難時の混乱

以上、避難に関する川内原発周辺半径30キロ圏内の住民の調査結果からしても、57.8%という過半数を超える住民が、避難指示が出る前に避難すると答えていることからすると（ちなみに、避難指示が出てから避難すると答えた人は36.1%にとどまる。）、行政側が、屋内待機を考慮して、500msvになるまで避難指示を出さなくとも、半数以上の住民が、屋内待機をせずに、避難を開始する可能性が高い。

そうすると、住民の中には、屋内待機をする住民と、待機せずに直ぐに避難を開始する住民とに分かれることになる。

更に、行政側としては待機の方針をとっており、すぐの避難は計画中には想定していないので、直ぐに避難しようとする住民らに対して、避難に関する適切な指示対応はできないことになる（仮に、行うとしたら、避難しようとする住民らに対して、放射線濃度が上がるまでは屋内での避難（屋内での待機）を説得するくらいのことであろう。）。

このような收拾のつかない事態になることは十分予想されるが、そうなればただでさえ混乱の中にある住民らの避難そのものが、行政の避難計画と現実の住民の避難行動との中でますます混乱を招くことになるろう。

3 段階式避難計画では住民の被曝は避けられないとする専門家の指摘

全国の前発の30キロ圏からの避難時間を試算した民間の「環境経済研究所」の上岡直見代表は、国の二段階避難計画に関して以下のように述べている。

「避難は、被ばくを避けるためです。今の指針では、5キロ圏内でも全員避難完了はおそらく被ばくが始まってからになってしまうのではないのでしょうか。30キロ圏は、避難指示が出されるのは、放射線の空間線量が毎時500マイクロシーベルトとなってからですから、完全に被ばくが始

まっからです。指針自体が被ばくしないで逃げられることを考えていない。

また、入院患者など要援護者は、無理に動かすとかえって危険だからと、施設などに放射性物質を取り除くフィルターを取り付けるなどといっています。要援護者が残るにはサポートする人も残らないといけない。事故の進展によりますが、福島のように地面が汚染されれば、滞在期間が延びれば延びるほど被ばくしてしまいます。」(甲212号証。2014年5月12日付けしんぶん赤旗)。

第5 避難のために準備できるバス台数の圧倒的不足の問題

1 段階的避難であれば、一斉避難のようにバス台数の不足は問題とならないとする被抗告人の主張について

(1) 被抗告人は、段階的に避難を行うこととしており、抗告人が主張するように、一斉避難を前提としているわけではないから、抗告人が主張するようなバス台数の不足を問題にする必要はないと主張している(答弁書の第3・1(35頁))。

(2) しかし、仮に、被抗告人が主張するとおり、半径5km圏以上～30km圏の住民については、屋内退避の後に、大気中の放射線量の数値の増加をみて避難するという段階的避難を前提に考えてみても、以下のように、避難用バスの台数が圧倒的に不足するおそれが生ずることに変わりはない。

例えば、半径10km圏内の大気中の放射線量が500msvを超えるような段階に至れば、同様の放射線量が半径20km圏内さらには30km圏内の地域にまで到達するのに、それほど時間は要しないと思われる(前述したように、平均的風速と思われる秒速3メートルの時に、放射性物質は1時

間で約10km余り移動し、秒速2メートルの時には1時間で7.2kmである。)

そうであれば、たとえ2～3時間の時間差があったとしても、UPZ圏内の住民、即ち、半径5km超～30km圏の住民の避難は2～3時間以内にはほぼ連続して始まることになろう。

そうすると、やはり前にも述べたように、UPZ圏内の住民の避難に必要なとされるバスのうち約800台以上がやはり不足することになるのである。

2 鹿児島県バス協会のバス会社で原発周辺で準備できるバスは約100台であるとの報道があること

(1) 被原告人は、「鹿児島県は、平成27年6月26日、原子力災害時等における人員等の輸送に関して、公益社団法人鹿児島県バス協会及び協力事業者33社（原子力発電所から30km圏内の9市町に本社等が所在する事業者）との間で、『災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定』を締結した。上記33社のバス保有台数は合計1500台に上り、この協定により、災害時等には上記33社から被災者及び救援者等の輸送業務、災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務、ボランティアの輸送業務等に関し必要な協力が得られることになる」と主張する（答弁書の第3・1(3) (35頁))。

(2) しかし、原発事故が発生した後、川内原発周辺において、避難のためにすぐに準備、確保できるバスが1500台全部であるわけではない。

即ち、朝日新聞(甲59号証：2014年8月31日付)の報道によると、「県が原発が立地する薩摩川内市と隣のいちき串木野市に、10キロ圏内の住民の避難に必要なバスの台数を尋ねたところ、30～50人乗りで計415台程度だった。両市とも市所有のバスは数台しかない。県バス協会加盟の

約80社のバスは計約2200台（2013年末時点）だが、多くは日常的に運行する路線バスで避難に使いにくい。貸し切りバスは約800台あるが、原発周辺で用意できるのは約100台という。10～30キロ圏内のほかの7市町で調べれば、必要台数は更に増える。」と指摘しており、被控告人の上記(1)の主張は机上の空論でしかないことは明らかである。

3 バスの準備はできたとしても、運転手を必要数確保できるかという問題があること

さらに、必要数のバス車両の準備、確保ができたとしても、放射能汚染が進行する川内原発周辺からの避難運転を行うバスの運転手を、原発事故の発生、進行時において、必要数確保できるかという問題がある。

即ち、この点については、以下のように報道されている。

「バス不足と並ぶ懸案が運転手の被曝リスクだ。国はICRP（国際放射線防護委員会）の勧告に基づき、運転手ら一般人の被曝限度を平常時は年1ミリシーベルトとしているが、限度超過時の対策は示されていない。甲状腺被曝を防ぐ安定ヨウ素剤を服用する際のルールも決まっていない。私鉄鹿児島交通労働組合の森田周一委員長は『安全性を保証できなければ運転手を出すわけにはいかない。協定を結んでも最終的に判断するのはバス会社だ。』」（甲59号証：2014年8月31日付け朝日新聞3面）。

4 鹿児島県のバス事業者33社との協定があっても、実際にどこまで協力を得られるかの実効性は不透明であること

また、朝日新聞(甲213号証：2015年8月14日付)の報道によると、「鹿児島県と協定を結んだ33社のバス保有台数は計約1500台。県は協定により『十分な台数を確保した』としている。だが、協力するかは運転手の意思や各社の判断次第のため、実際にどこまでバスを確保できるかは不透明だ。

薩摩川内市などで営業するバス会社長は『できる限りの台数を住民の避難に回したい』と話す。だが、『どの会社も運転手は不足気味。本当にバスが足りるのか』(鹿児島市のバス会社員)といった声もある。33社がバスを何台ずつ、どの地域に出すのかなども決まっていない。県は『各社の運行状況もあり、事前に割り振りを決めることはできない』という。道の狭さなどから、バスが本当に迎えに来るのか、不安に思う住民もいる。」と指摘されており、バス会社33社との協定はあっても現実の避難計画においてどこまで実効性があるのか不透明な状況にあることが指摘されている。

5 要援護者の避難計画の重大な欠陥について

(1) 「避難施設等調整システム」には実効性がないことについて

被控訴人は、半径10～30km圏内の要援護者の退避については、具体的な避難先施設を特定できるような避難計画とはなっていない事実は認めるものの、「半径10～30km圏内の医療機関及び社会福祉施設の全てについて、具体的に避難先を決めておく必要はなく、空間放射線量率が高い地域が特定された場合に、避難施設等調整システムにより、避難先候補施設の中から避難先を調整する計画となっている」として、10km～30km圏内の要援護者の避難計画としてはこれで十分であるかのように主張している(答弁書の第3・2(2)(36～7頁))。

しかし、避難先施設等調整システムといったところで、行政機関(鹿児島県)において、コンピューターに登録された避難先候補施設を予め入力しておき、事故発生時の風向き等を考慮して避難先施設を調整、選定するというだけのいわば机上の「計画」にすぎない。

このように避難先候補となる施設を登録し、コンピューターに入力しておくだけでよいのであれば、そう難しい作業とは思われないし、計画の策定自

体も十分可能であろう。

しかし、要援護者の避難計画にあたっては、単に避難先候補施設をコンピューターに登録しておくだけでは意味がなく、要援護者の避難計画としてはまさに原発事故が発生した場合の受入れ先として現実に受け入れることができる能力・体制にある施設を具体的に確保しておくことが求められているのである。

(2) 避難受入先の受入能力と体制とがなければ、要援護者の避難は実効性が全くないという福島原発事故の教訓

福島原発事故時の避難においては、事故発生から避難が行われた3日間だけで、避難の対象となった重篤な入院患者を中心に48人が死亡するに至っているが、これは避難の過程で避難先の候補となるべき施設や病院が存在しなかったとか、その場所がすぐに分からなかったということで避難ができなかったという問題ではなかった。

まさに避難先となるべき病院・施設は福島県内にも多数存在しており、もちろん、避難を要した病院側も当然把握していたであろうが、いざ避難しようとしても、いずれも満室状態でまさに受け入れ能力と体制とがなかったという問題であった。

例えば、患者の避難に関しても、十分な避難ができずに2011年3月末までに40人の死亡者を出した双葉病院については、「(避難先の確保は)大部分は双葉病院の関係者自身による手配となった。しかし、一度に多数の患者を受け入れる病院はほとんどなく、県内外の病院に少人数ずつに分かれて転院することとなり、転院先は計90カ所に及んだ。」(甲1号証：国会事故調査報告書362頁。下線は抗告人訴訟代理人)のである。

(3) 半径10キロ圏～30キロ圏の要援護者の避難受入先を特定した避難計

面の策定は現実には困難とされていること

朝日新聞(甲36号証の1:2014年3月25日付)によると、「鹿児島県によると、川内原発(薩摩川内市)から30キロ圏内には約80の病院、約160の福祉施設があり、想定する避難者は計約1万400人。だが、県が計画策定を把握したのは、四つの福祉施設(3月24日現在)で、今月末までにさらに3カ所で策定される見込み。県の担当者は『現状では、(受け入れ先となる)30キロ圏外の病院や福祉施設がほぼ満員。会議室など空き部屋を使っても受け入れ先を調整するのは難しい』と話す。」とされている。

なお、2014年6月18日の新聞報道でも、「…川内原発の9市町村では、87ある病院のうち(避難計画の)策定が終ったのは1施設だけ。153の社会福祉施設で計画を作ったのは、6施設だった」(甲96号証:2014年6月18日付朝日新聞)とされている。

また、鹿児島県の伊藤祐一郎知事も、平成26年6月13日、(川内原発から)「30キロまでの要援護者の避難計画は現実的ではなく不可能だ」、(要援護者の避難計画の策定は)「10キロで十分だと思っている」、「時間をかけたから空想的なものは作れるが、実際問題としては、なかなかワークしないでしょう」と発言しており(甲39号証:2014年6月14日朝日新聞)、要援護者の避難計画の策定の困難さを正直に語っているが、これは10キロ~30キロ圏内の要援護者については、避難先候補施設を予め入力しておくことはできても(まさにこれは「空想的なもの」であるが)、現実の避難においてワークするだけの具体的避難施設を予め特定することは不可能である、ということ、行政側の責任者が正直に吐露したものといえよう。

(4) 要援護者の避難予定先の受け入れは進んでいないこと

他方、避難者(災害弱者)の受け入れが予定されている避難先における、

受け入れ準備もほとんど進んでいない状況である。

即ち、鹿児島県内の市民団体である「反原発かごしまネットワーク」が本年5月に、避難者の受け入れ先に指定されている鹿児島県及び熊本県内の19市町に文書で質問をしたところ、

「避難者を受け入れる市町では在宅の高齢者ら要援護者がどれだけ避難してくるか、具体的な人数を答えた自治体はなく、『避難元から聞いていない』(水俣市)といった回答が目立った。避難生活に備えた食料や飲料水、毛布などの準備が『整っている』と答えた自治体はほとんどなかった。」(甲97号証：2014年6月12日朝日新聞)、
ということであった。

また、南日本新聞(甲37号証：平成26年3月14日付)も、「川内原発5～30キロ圏(UPZ)内9市町村の住民避難計画は昨年12月までに策定済みだが、独自に策定を求められている病院・福祉施設や在宅の要援護者については、避難計画のめどはたっていない。」と報道している。

しかも、「これに在宅の要援護者が最低で約5900人(鹿児島県まとめ)加わる。ある自治体関係者は『受け入れ先が見つかるのか。健康状態もそれぞれで対応が難しい』と頭を抱える」(甲38号証：南日本新聞2014年3月24日付)ともされているのである。

第6 まとめ

以上の通りであり、「川内地域の避難計画等における住民の段階的避難には、合理性、実効性がある。」(答弁書の第2・3(33頁))とする被原告人の主張には全く合理性はなく、実効性もない。

以上